

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20250305保局第3号
令和7年3月13日

二酸化炭素の貯留事業に関する法律及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の解釈及び運用について（資格関係）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号。以下「法」という。）及び二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第76号。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。なお、規則の規定に定める措置と認められるものはこの解釈に限定されるものではなく、当該規定に照らして十分な保安水準の確保が達成できる根拠があれば、当該規定に適合するものと判断することができる。

法第71条第1項（規則第27条）関係

- （1）法第71条第1項に規定する作業監督者の選任については、規則で定める作業の区分ごとに、規則で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者を選任することを念頭に置いた規定である。このため、カメラ、センシング等のデジタル技術も活用する等しつつ、複数作業区分を兼任することを妨げるものではない。
- （2）規則第27条第1項の表上欄の第1号の下欄の第1号に規定する「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において

て、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）とは、石油工学、岩盤工学、物理探査学、地球物理学等の課程を修めた者をいう。

（３）規則第27条第１項の表上欄の第１号の下欄の第１号及び第２号に規定する「その他これらに類する事業場」とは、地熱事業場及び海外事業場等をいう。

（４）規則第27条第２項に規定する「当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力」とは、次のいずれかの要件を満たすことをいう。

①次の全ての要件を満たすこと

ア 鉱山保安推進協議会が実施する「鉱場技術保安管理士試験」の技術試験及び法令試験に合格し、「鉱場技術保安管理士」の称号を有すること。

イ 作業監督者に選任する日（以下「選任日」という。）から過去４年間に於いて、鉱山保安推進協議会が実施する鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、４年に１回以上の頻度で当該講習を受講していること。

ウ 規則第27条第１項の表の当該各号の上欄に定める作業に関し十分な実務経験を有すること。

②鉱山保安法施行規則附則第２条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則（昭和25年通商産業省令第72号。以下「旧試験規則」という。）第４条及び第５条の国家試験の種類のうち、上級保安技術職員試験（丙種上級保安技術職員試験に限る。）又は鉱場保安係員試験に合格した者（火薬類を存置（火薬類の受渡場所又は発破場所における一時存置する場合を除く。）する作業以外の作業に限る。）

③旧試験規則第４条及び第５条の国家試験の種類のうち、火薬係員試験に合格した者（火薬類を取り扱う作業に限る。）

④外国において、（２）の規定と同等の課程を修めて卒業した者であつて、試験場又は石油鉱山（鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号）第１条第２項第２号に規定する石油鉱山をいう。）その他（３）の規定と同等の事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して３年以上従事したもの

附 則

この規程は、令和７年３月１３日から施行する。